

## 倉吉市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、倉吉市が発注する建設工事及び測量等業務（以下「建設工事等」という。）について、入札契約手続きにおける透明性及び公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問の提出、質問に対する回答及び積算条件情報の提供（以下「質問回答等」という。）に関する必要な手続きを定めることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 原則として、全ての建設工事等について適用する。ただし、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

### (質問の提出)

第3条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、設計書、図面、仕様書、現場説明書等（以下「入札閲覧設計書」という。）に関して質問がある場合は、入札執行担当課に対して質問書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 質問書の提出方法は、持参による提出又は事前に入札執行担当課に電話連絡を行った上で送付若しくはファクシミリによる提出に限るものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札に係る建設工事等の場合で入札閲覧設計書に関して質問があるときは、電子入札システムを用いて質問するものとする。ただし、これによりがたい場合は、前2項の規定によるものほか別に定める方法によることができる。
- 4 質問は、入札日の4日前（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。

### (質問への回答)

第4条 入札執行担当課は、質問を受領したときは、発注担当課へ当該質問を配付する。

- 2 発注担当課は、入札執行担当課から質問の配付を受けた場合は、質問回答書（様式第2号）により回答案を起案し、決裁をとり、回答期限前日までに入札執行担当課へ送付するものとする。
- 3 類似する複数の質問については、一括して回答できるものとする。
- 4 質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

### (回答方法等)

第5条 質問への回答期限は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とする。

- 2 質問の回答は、電子入札システムにおいて行う。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

### (積算条件情報)

第6条 発注担当課は、入札閲覧設計書に関する積算条件の齟齬等について、入札参加者に周知する場合は、次に定めるところにより積算条件情報を提供することができるものとする。

#### (1) 積算条件情報の作成

発注担当課が積算条件情報（様式第3号）により起案し、決裁をとるものとする。

#### (2) 情報提供等

##### ア 情報提供の方法

入札参加者に対し、市のホームページ上に設置した入札情報公開システムにより、必要な情報を公表することにより行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、別に定めるところ

ろによる。

イ 情報提供期限

質問提出期限の日の翌日から起算して 2 日（休日を除く。）以内とする。

（質問回答書等の取扱い）

第7条 質問回答書等は、契約図書の一部として扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる等のうえで現場説明書に添付するとともに、決裁設計書に添付し保管すること。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 27 日から適用する。

様式1

入札閲覧設計書に関する質問書	
工事名 業務名	
質問者	会社名： 代表者名： 連絡先：電話 — ファクシミ — 質問者：
入札予定日	年 月 日 ( )
提出年月日	年 月 日 ( ) 質問提出期限までに提出のこと。
質問事項	

- 注) 1 質問書は入札執行担当課へ提出する。  
2 質問提出期限を過ぎて提出されたものには回答しない。

樣式 2

回答日	年 月 日
担当課 (電話)	○○部○○課 (○○-○○○○)

工事名 業務名	
入札予定日	年 月 日 ( )
提出年月日	年 月 日 ( )
質問事項	回 答

注) 1 質問回答書は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、ホームページに掲載し、又は入札参加者全員にファクシミリで通知する。

樣式 3

回答日	年 月 日
担当課 (電話)	○○部○○課 (○○一○○○○○)

**入札閲覧設計書に関する積算条件情報**

工事名 業務名	
入札予定日	年 月 日 ( )